


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の懲戒処分に関する指針の一部改正について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	地方公務員法第29条 東大和市職員の懲戒に関する条例			
	部課機関	他の任命権者（議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員）			
1. 要旨					
(1) 改正理由 「東大和市職員の懲戒処分に関する指針」別表の4（交通事故・交通法規違反関係）の処分量定が昨今の裁判事例、国及び東京都の基準と比べ、一部均衡が取りづらくなっていることから、一部改正を行う。					
(2) 主な改正内容 一部改正の概要は、別紙のとおり。					
(3) 施行日 平成31年4月1日					
(4) 影響及び効果 昨今の裁判事例、国及び東京都の基準との均衡を図ることができる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 平成30年10月～12月 裁判事例の収集 国、東京都の基準との比較・検討					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。 <改正後の事務処理> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員へグループウェアで通知し周知 ・ 職員組合へ情報提供 ・ 市議会議員へ情報提供 ・ 市公式ホームページで市民へ公表 					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。